

介護支援専門員の 資格管理について

茨城県福祉部長寿福祉課

介護支援専門員の資格について

介護支援専門員として業務に従事するためには、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。

介護支援専門員として継続して従事するためには、有効期間満了までに更新に必要な研修を受講、修了したうえで、専門員証の更新申請手続きを行い、有効期間の更新をする必要があります。

介護支援専門員証の更新手続きを行わず、有効期間満了後に介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、**介護支援専門員の登録が削除（取り消し）**となる場合があります。

介護支援専門員として雇用する場合には、資格確認として必ず「**介護支援専門員証**」（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、**有効期間を確認**するとともに、携行するよう指導してください。

➤登録のみ受けている介護支援専門員

介護支援専門員として業務に従事するためには、登録とは別に介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。登録から5年間は随時交付可能なため、介護支援専門員証の交付申請を行うよう指導してください。

➤他の都道府県で登録されている介護支援専門員

他の都道府県登録であっても、茨城県内の事業所で業務に従事することが可能です。なお、茨城県内の事業所に配置されている場合は、茨城県へ登録を移転することができます。

➤主任介護支援専門員

主任介護支援専門員も5年更新制になり、主任介護支援専門員更新研修を受講して、更新する必要があります。

介護支援専門員証の有効期間の管理の徹底について

○介護支援専門員証の有効期間

→ **5年間**

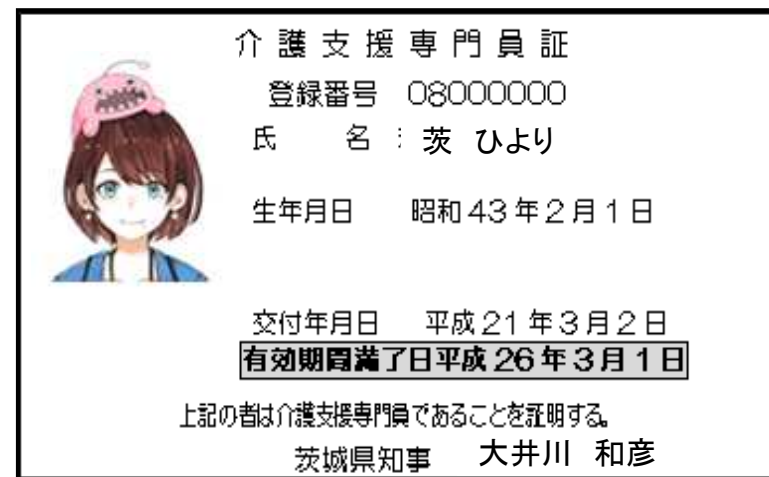
○更新するためには・・・

更新研修の受講

+

更新の手続き

※更新研修の受講だけでは更新をしたことにはなりません



○介護支援専門員証の交付を受けずに（有効期限切れ含む）ケアマネ業務を行い、情状が特に重い場合・・・

→本人：登録消除・5年間登録不可

→事業所：報酬減算（人員基準欠如等の場合）

登録の消除について①

• 介護保険法第69条の39（登録の消除）

- 1 都道府県知事は～（中略）～当該登録を消除しなければならない。
 - 一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合
（①成年被後見人又は被補佐人、②禁錮以上の刑、③介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定による罰金の刑）
 - 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
 - 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
 - 四 前条第3項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合
- 2 都道府県知事は～（中略）～当該登録を消除することができる。
 - 一 第69条の34から第69条の37までの規定に違反した場合
（①介護支援専門員の義務、②名義貸しの禁止等、③信用失墜行為の禁止、④秘密保持義務）
 - 二 前条1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
 - 三 前条第2項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

登録の消除について②

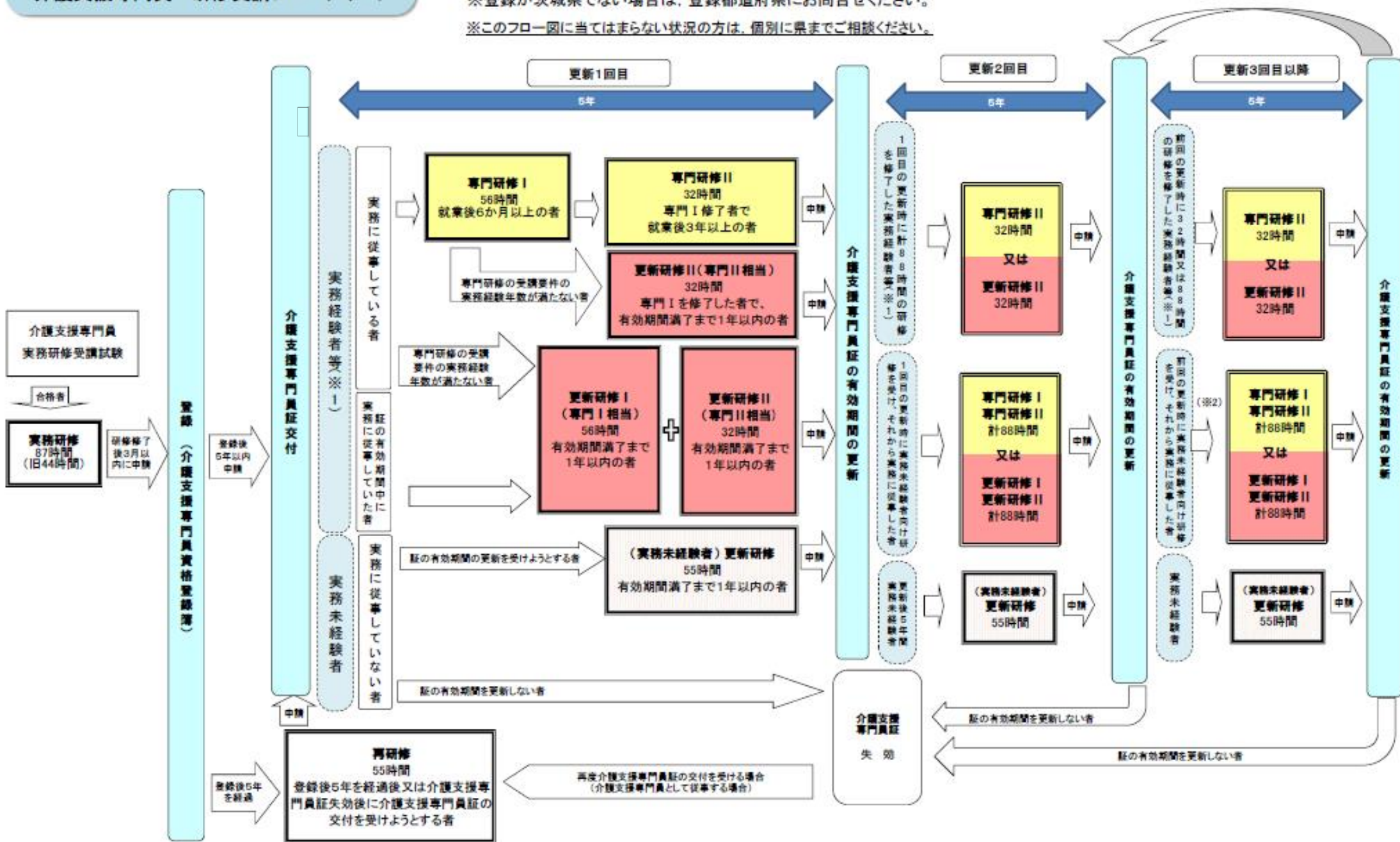
・介護保険法第69条の39（登録の消除）

3 第69条の2第1項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合
（①成年被後見人又は被補佐人，②禁錮以上の刑，③介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定による罰金の刑）
- 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

※近年、法第69条の39第3項第3号（介護支援専門員証の交付を受けていないものが介護支援専門員として業務を行った場合）での、消除が増加しているので、要注意。

※主任研修及び主任更新研修は除く。
 ※登録が茨城県でない場合は、登録都道府県にお問合せください。
 ※このフロー図に当てはまらない状況の方は、個別に県までご相談ください。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。ただし、実務経験が浅い方(概ね6ヶ月以下)は更新研修(実務未経験者)の受講も可能。

(※2) 前々回に専門研修Ⅰまたは更新研修Ⅰを修了している場合は、専門研修Ⅱまたは更新研修Ⅱの修了で更新可能。

○ 令和4年度 介護支援専門員各種研修等日程一覧(予定)

(令和4年7月1日時点)

研修名	対象者	日数及び時間	受講料	申込期間	試験日、研修期間 【会場】	実施機関	
						申込先	連絡先
実務研修受講試験	保健・医療・福祉の分野で通算5年以上かつ900日以上の実務経験があり、法定資格(免許・登録・研修修了)を有する方等	—	受験手数料 9,800円	令和4年6月1日(水)～ 6月30日(木)	令和4年10月9日(日) 【茨城キリスト教大学、茨城県立水戸 工業高等学校(予定)】	介護労働安定センター 茨城支部 ※令和4年4月1日から	029-227-1215
実務研修	実務研修受講試験に合格した方 ※R4年度茨城県実施の試験に合格された方に通知	16日間程度 (87時間以上)	受講料 45,000円 + 資料代 未定	合格発表日～ 1週間程度	令和4年12月～令和5年4月(予定) ※オンライン研修	茨城県介護支援専門員協会	029-243-6261
専門研修Ⅰ	介護支援専門員実務に従事している方で実務経験が6ヶ月以上の方 *「実務経験」とは介護支援専門員としてケアプランを作成すること。	9日間 (56時間以上)	受講料 31,000円 + 資料代 8,200円	令和4年2月24日(木)～ 3月23日(水)	令和4年4月11日(月)～ 6月21日(火) ※オンライン研修	茨城県介護支援専門員協会	029-243-6261
同一の研修内容 (実務経験者)更新研修Ⅰ	有効期間が概ね1年以内に満了する方で、有効期間内に専門研修Ⅰを受講しておらず、有効期間内に介護支援専門員として実務に従事していた又は現在従事している方 *実務経験が浅く(概ね6ヶ月以下)、研修で使用する事例が提出できない等の理由がある場合は、更新研修(実務未経験者)となる場合あり。研修実施機関へお問い合わせください。						
専門研修Ⅱ	介護支援専門員実務に従事している方で、専門研修Ⅰを修了しており、申込み時点で実務経験が概ね3年以上の方 **2回目以降の更新をする場合で、前回の更新時に専門研修Ⅰ及びⅡ又は更新研修(実務経験者)を受講した方は、本研修の受講のみで更新可。	6日間 (32時間以上)	受講料 19,000円 + 資料代 9,500円	令和4年6月14日(火)～ 7月12日(火)	令和4年8月9日(火)(動画配信日) ～ 12月2日(金) ※オンライン研修	茨城県介護支援専門員協会	029-243-6261
同一の研修内容 (実務経験者)更新研修Ⅱ	有効期間が概ね1年以内に満了する方で、有効期間内に専門研修Ⅱを受講しておらず、有効期間内に介護支援専門員として実務に従事していた又は現在従事している方 **(同上)						
再研修	介護支援専門員証の5年の有効期間が満了し、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方	11日間 (55時間以上)	受講料 35,000円 + 資料代 8,800円	(1班) 令和4年4月11日(月)～ 4月30日(土) (2班) 令和4年7月11日(月)～ 7月31日(日) (3班) 令和4年10月11日(火)～ 10月31日(月)	(1班) 令和4年6月6日(月)～8月9日(火) (2班) 令和4年9月5日(月)～11月8日(火) (3班) 令和4年12月26日(月)～ 令和5年2月28日(火) ※3班全てオンライン研修	介護労働安定センター 茨城支部	029-227-1215
同一の研修内容 (実務未経験者)更新研修	現在の介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験のない方又は浅い方(概ね6ヶ月以下)						
主任介護支援専門員研修	専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の方等	12日間 (70時間以上)	受講料 49,500円 + 資料代 6,600円	令和4年4月12日(火)～ 5月13日(金)	令和4年6月6日(月)(動画配信日) ～ 8月22日(月) ※オンライン研修	茨城県介護支援専門員協会	029-243-6261
主任介護支援専門員更新研修	介護支援専門員に係る法定研修等の企画・講師やファシリテーターの経験がある方、介護支援専門員に係る各種研修内容に関連した内容の法定外の研修を年4回受講した方等 *主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、専門研修Ⅱ及び(実務経験者)更新研修Ⅱの受講は免除	8日間 (46時間以上)	受講料 31,900円 + 資料代 6,100円	令和4年7月11日(月)～ 8月10日(水)	令和4年11月(動画配信日)～ 令和5年1月12日(木) ※オンライン研修	茨城県介護支援専門員協会	029-243-6261

※ 研修時間数については厚労省「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」の必要な時間数の記載であり、実施する時間数と異なる場合があります。ただし、国の必要な時間数と同じか又はそれを超える時間数です。

介護支援専門員登録変更・移転・再交付

1 登録した氏名・住所等を変更した場合は、速やかに変更届出書を提出

変更届けを提出しない場合、県から送付される通知が届かない

2 登録する都道府県を移転することが可能

(登録移転希望先の都道府県に事前に移転要件等の確認をお願いいたします。)

例) 茨城県から東京都に移転



3 介護支援専門員証を紛失した場合は再交付が可能

介護支援専門員(ケアマネ)の登録・専門員証の 交付に関する手続き 県ホームページ掲載画面

茨城県 Ibaraki Prefectural Government

トップ

- 茨城を創る
- 茨城で暮らす
- 茨城を楽しむ
- 茨城で学ぶ
- 茨城を知る

介護保険

- 介護保険制度について
- 介護保険に関する新着情報
- 事業者関係通知等
- 事業者届出関係

携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

サイト内検索 Google™カスタム検索 検索

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護支援専門員

シェアする 9 ツイート LINEで送る 更新日:2022年7月4日

介護支援専門員

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)とは
- 介護支援専門員(ケアマネ)の登録・専門員証の交付に関する手続き**
- 介護支援専門員の研修・試験情報
- 主任介護支援専門員の資格取得・更新

令和4年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について

令和4年度の茨城県介護支援専門員実務研修受講試験は、令和4年10月9日(日曜日)です。

- 受験申込は、6月1日(水曜日)から6月30日(木曜日)です。**終了しました**
- 令和4年度より、試験実施機関が公益財団法人 **介護労働安定センター茨城支部**へ変更になりました。
- 受験資格等の試験に関するお問い合わせは、公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部へ

令和4年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験《願書受付》について

【介護支援専門員に関する問い合わせ先】

茨城県長寿福祉課 介護保険指導・監査G

メールアドレス: care1@pref.ibaraki.lg.jp